

裏小路まちなみづくり協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、裏小路まちなみづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、市と協働で裏小路らしい「まちなみづくり」及び「みちづくり」を推進していくことを目的とする。

(活動地区及び事務所の所在地)

第3条 協議会の活動地区及び事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の活動地区は、別添のとおりとする。
- (2) 協議会の事務所は、会長宅に置く。

(活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) まちなみづくりに向けたルールの検討と作成
- (2) 安全性を含めたみちづくりに関する市への提案
- (3) 活動地区内の住民意向の把握と合意形成
- (4) 協議会活動内容の周知
- (5) その他まちなみづくり及びみちづくりを推進するために必要な活動等

(会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 活動地区内の土地建物所有者、在住者又は在勤者で、第2条の目的に賛同し、協力する者
- (2) 協議会の設立準備のために設置された裏小路まちなみづくり準備会メンバー
- (3) その他協議会が必要と認めた者

(役員等)

第6条 協議会には、会長1名、副会長1名、運営委員4名、広報委員2名、会計委員1名、会計監査委員1名の役員を置く。

2 協議会は、必要に応じて相談役を置き、意見を求めることができる。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。
- (3) 運営委員は、協議会の運営に関する事務並びに会員、他団体及び市との連絡調整を行う。

- (4) 広報委員は、自治会などの協力を得て協議会の活動内容を活動地区内及び周辺に広く周知する。
- (5) 会計委員は、協議会の出納事務の執行管理を行う。
- (6) 会計監査委員は、年1回、協議会の会計を監査する。

(役員を選任方法及び任期)

第8条 役員を選任方法及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、会員の互選により選任する。
- (2) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の種類)

第9条 協議会の会議は、総会及び協議会とし、必要に応じて部会を開催できる。

(総会)

第10条 総会は、会員及び協議会が必要と認めた者で構成し、会長が招集する。

- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 総会の議決は、会員の出席者数の過半数をもって決議する。
- 5 総会は、年に1回以上開催し、協議会で必要と認めた場合には臨時総会を開催できる。
- 6 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決議する。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他協議会の運営に必要な事項
- 7 総会は、原則公開とする。

(協議会)

第11条 協議会は、会員と協議会が必要と認めた者で構成し、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会の決定は、会員の出席者数の過半数をもって決議する。
- 4 協議会は、第4条に定める活動等を行う。
- 5 協議会は、必要に応じて市等に対し、資料や情報提供などの支援を求めることができる。
- 6 協議会は、原則公開とする。

(部会)

第12条 協議会は、第4条に定める活動等に関し詳細な検討を行う必要がある場合には、部会を設置して検討を依頼することができる。

- 2 部会は、当該部会への加入を希望する会員及び協議会が必要と認めた者で構成する。
- 3 会員は、複数の部会に加入することができる。

- 4 部会は、当該部会に属する会員及び協議会が必要と認めた者の互選により部長1名、副部長1名を選出する。なお、役員は部長又は副部長を兼任できる。
- 5 部会は、部長が招集する。
- 6 部会の議長は、部長をもって充てる。部長に事故があるときは、副部長が部長の職務を代理する。
- 7 部長及び副部長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 8 部会は、その検討結果を協議会に報告する。
- 9 部会は、原則公開とする。

(経費)

- 第13条 協議会にかかる経費は、会員の会費、寄付金、市等からの補助金、その他収入をもって充てる。
- 2 会員の会費は、年額500円とする。

(会計年度)

- 第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、初年度は本規約の施行日に始まり平成29年3月31日に終わるものとする。

(解散)

- 第15条 協議会は、第2条の目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったときに解散することができる。

(その他)

- 第16条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会員の協議で定める。

(付則)

- 本規約は、平成28年2月20日から施行する。